

彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会(略称:熊連協)

ホームページ運用規定

【目的】

第1条 熊連協ホームページ(以下ホームページという)の目的は次のとおりとする。

- 1) 熊連協および彩の国いきがい大学校友会連絡協議会(以下県連協という)の広報活動
- 2) 熊連協に所属する各期校友会および会員活動の紹介

【内容】

第2条 ホームページの内容は原則として次のとおりとする。

- 1) 熊連協の紹介
- 2) 熊連協の総会、理事会、各実行委員会、広報部長会議および企画部長情報交換会等の会議内容の報告
- 3) 熊連協および県連協の行事関係
- 4) 熊連協および県連協の行事結果
- 5) 熊連協に所属する各期校友会および会員活動の紹介
- 6) その他、熊連協および県連協に関する情報

【掲載禁止事項】

第3条 ホームページは誰でも閲覧できる公共性を考慮し、次の事項の掲載を禁止する。

- 1) 誹謗中傷にあたるもの
- 2) プライバシーの侵害にあたるもの
- 3) 営利目的のもの
- 4) 公序良俗に反するもの
- 5) その他、熊連協のホームページとして不適切と判断されたもの

【個人情報および肖像権】

第4条 個人情報および肖像権の取り扱いは次のとおりとする。

- 1) 個人情報および肖像権の利用にあたり、ホームページ掲載範囲内に限定して取り扱うこととし、その範囲を超えて利用しない。
- 2) 熊連協主催事業参加者の個人情報および肖像権などの取扱は、1)の範囲内で熊連協に帰属するものとする。
- 3) 特例を除き、写真は原則として氏名との併記の掲載はしない。
- 4) 投稿原稿の個人情報および肖像権については投稿者が各々対象者の承諾を得るものとする。
- 5) その他の個人情報、住所・電話番号・生年月日は熊連協内部運用とする。

【管理運営】

第5条 ホームページの管理運営は次のとおりとする。

- 1) 熊連協広報部長は、各期校友会広報部長および各期から推薦された者の中からホームページ担当委員(以下HP委員という)を任命し、ホームページの管理運営を行う。
- 2) HP委員は、ホームページに掲載する記事・写真・投稿原稿等の内容を精査し、掲載不可については、執筆者に対しその理由を通知する。
- 3) 各期校友会広報部長は、会員から提供された投稿原稿を管理し、HP委員へ提供する。
- 4) (この項を新たに設けた第7条に移行し、削除した)

【管理義務】

第6条 ホームページの管理義務について、次のとおりとする。

- 1) 熊連協広報部長は、ホームページ掲載内容について熊連協の内外から開示停止、訂正、利用停止および消去等の申し出があった場合、HP委員で協議し重要と考えられる場合には遅滞なく熊連協会長に報告し、ホームページでの公開停止など必要な措置をとること。

【本規定の改廃】

第7条 本規定の改廃は、次のとおりとする。

- 1) 熊連協広報部長が発議し、広報部会議の過半数により決し、理事会の承認を得る。
- 2) 本規定に定めのない事項は、理事会で定める。

附 則

- 1) 本規定は平成26年6月20日より施行する。
- 2) 平成30年3月20日より下記を改訂適用する。
 - ① 第5条4)項を、新設した第7条に移行し削除
 - ② 「熊連協文書管理要領書」に基づき全文見直し改訂
 - イ. 文書右上全ページに「熊連協文書管理番号」を付与
 - ロ. 文書下中央にページ表示を付与
 - ハ. 文字サイズ、書体を変更
 - ニ. 記述表現の全文見直し

以上